

秋田県告示第181号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、男鹿潟上南秋消防組合の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定に基づき、告示する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

男鹿潟上南秋消防組合と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、男鹿潟上南秋消防組合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を秋田県（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行)

第2条 前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、その事務に関する乙の人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

(経費の支弁及び負担)

第3条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が清算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例、規則等の制定・改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定又は改廃が行われたときは、直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲は、職員に関する条例、規則等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で乙に通知するものとする。

(その他の事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。